

バージョン 1.0

発効：
平成 30 年 5 月

Allianz Privacy Standard

(アリアンツプライバシー基準)

本文書の目的

本文書は、アリアンツプライバシー基準（APS）を定め、欧州経済領域（EEA）内で営業しているアリアンツ・グループ企業と同領域外のアリアンツ・グループ企業の間における個人データの国際移転を規律する規則に関する情報を提供するものである。本 APS は、当該移転に関する貴殿の権利、権利を行使したい場合または当該移転について苦情を申し立てたい場合に取りべきべき行動および当社への連絡方法についても定めている。

目次

条文	見出し	頁
 A.	はじめに	3
 B.	データプライバシーおよびデータ保護の遵守のための原則	6
B.I.	相当の注意	6
B.II.	データの質	6
B.III.	透明性および公開性	6
B.IV.	処理の適法性	8
B.V.	データ処理者との関係	9
B.VI.	移転および再移転	10
B.VII.	セキュリティおよび秘密保持	10
B.VIII.	個人データの滅失	11
B.IX.	プライバシー・バイ・デザイン およびプライバシー・バイ・デフォルト	11
B.X.	データ保護当局との協力	11
 C.	貴殿の権利	12
C.I.	アクセス、訂正または消去の要求	12
C.II.	異議を申し立てることの要求	13
C.III.	制限の要求	13
C.IV.	ポータビリティの要求	13
C.V.	自動的決定に異議を申し立てることの要求	14
C.VI.	貴殿の個人データに関する貴殿の要求への対応	14
 D.	貴殿の個人データの国際移転	15
D.I.	貴殿の苦情およびこれに対する当社の対応方法	15
D.II.	貴殿の個人データの国際移転に関する貴殿の第三者受益権	16
 E.	法令の適用	17
 F.	本文書の改訂	17



A. はじめに

- 本文書は、アリアンツプライバシー基準（APS）の一般向け版である。本 APS には、アリアンツの拘束的企業準則（BCR）が含まれている。この BCR は、欧州経済領域（EEA）内の国家のデータ保護当局による承認を受けたものである。これらの当局の中には、アリアンツ・グループの主導データ保護当局であるバイエルン州データ保護当局（BayLDA）も含まれる。
- BCR は、多国籍企業が EEA データプライバシーおよびデータ保護法令に従い、国境を越えて、組織内部で個人データを移転することを可能にするために、EEA により策定された。原則として、EEA 法令は、EEA 域内からアジア、米国その他の地域へ個人データを移転することを認めていない。BCR があれば、企業は、この制約を克服できる。
- BCR の承認の獲得により、アリアンツが顧客、従業員および取引先の個人データをどのように使用するかに関するこの者らの信頼の維持に全力で取り組んでいることが強調される。
- 本APSは、アリアンツが事業活動を行うにあたりデータ管理者として実施する処理活動に対応するものである。本APSは、現在、過去および将来の従業員の個人データを対象とする。また、代理人、ブローカー、仲介業者、年金受託者、供給業者およびサービス提供事業者、株主その他取引先のデータも対象としている。加えて、顧客、法人顧客、顧客代表および法人顧客代表その他の第三者についても対象としている。
- アリアンツ・グループ企業は、本 APS を実施することが求められる。本 APS の遵守に取り組んでいるアリアンツ・グループ企業の最新のリストおよび本基準は、<https://www.allianz.com/en/info/privacy-statement/>に掲載されている。

重要な用語

用語	説明
アリアンツ・グループ	アリアンツ・グループには、アリアンツ SE および同社のドイツ株式会社法 (AktG) 第 15 条による関連会社が含まれる。
APS	APSとは、アリアンツプライバシー基準をいい、これには、アリアンツの拘束的企業準則ならびにアリアンツ・グループ全体にわたるデータプライバシーおよびデータ保護の遵守の最低条件が含まれている。
拘束的企業準則 (BCR)	EEA域内で発生したまたは処理された個人データを企業グループ内で移転することを適法とし、これを容易にするための法的に認められた仕組みである。
データ管理者	データ管理者とは、単独でまたは他の者と共同で、貴殿の個人データの処理の目的（「なぜ」）および手段（「どのように」）を決定する自然人または法人、公的機関、行政機関その他の団体をいう。2以上のデータ管理者が共同して処理の目的と手段を決定する場合、これらのデータ管理者は、共同管理者と見なされ、透明性のある仕方で、協力して確実に本APSを遵守するようにしなければならない。
データ処理者	データ管理者に代わって貴殿の個人データを処理する自然人または法人をいう。
EEA	欧州経済領域は、欧州連合を構成する国ならびにアイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェーで構成されている。
従業員	アリアンツ・グループ企業のすべての従業員、管理職、取締役および理事が含まれる。
グループ個人情報保護管理責任者	アリアンツ・グループのグループプライバシーおよびデータ保護の責任者をいう。この者は、アリアンツSEの役員会により任命される。
グループプライバシーおよびデータ保護	アリアンツSEのグループプライバシーおよびデータ保護の部署をいう。
個人	個人とは、識別されたまたは識別可能な自然人であって、個人データが関係する者をいう。識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置情報、オンライン識別子などの識別情報を参照するか、またはその自然人の身体的、生理学的、遺伝的、精神的、経済的、文化的もしくは社会的アイデンティティに特有の1つ以上の要素を参照することにより、直接的または間接的に識別され得る者をいう。本APSでは、その個人データが処理される従業員および関連する人員、顧客、取引先その他一切の第三者のことをいう。
国際移転	物理的伝送または遠隔アクセスにより、本APSに法的に拘束されるEEA域外のアリアンツ・グループ企業に対し、個人データを開示することをいう。
個人データ	個人に関する情報をいう。

用語	説明
個人データの滅失	個人データの滅失とは、個人データを含むまたは含む可能性のあるデータを滅失、漏洩または侵害する一切の事案をいう。
処理	貴殿の個人データまたは貴殿の個人データ一式に対して行われる操作または一連の操作をいう。これは、自動的な方法によって行われる場合もあれば、それ以外の方法によって行われる場合もある。これには、収集、記録、整理、構造化、保存、適応または変更、検索、協議、使用、送信による開示、流布その他の形でのデータの提供といった行為が含まれる。また、データの整列または組み合わせ、制限、消去または破壊のことも指す。
プロファイリング	プロファイリングとは、貴殿に関する特定の個人的な側面を評価するためになされる貴殿の個人データの利用で構成される、貴殿の個人データのあらゆる形態の自動的な処理をいう。これは、貴殿の仕事における実績、経済状況、健康、個人的嗜好、興味、信頼性、行動、位置または移動に関する側面を解析または予測するための使用を指す場合もある。
受領者	受領者とは、第三者であるか否かにかかわらず、個人データの開示を受ける自然人または法人、公的機関、行政機関その他の団体をいう。
センシティブ個人データ	貴殿の人種的もしくは民族的起源、政治的見解、宗教的もしくは哲学的信条、または労働組合への加入を明らかにする可能性のある個人データをいう。また、貴殿の遺伝データおよび貴殿を一意的に特定するための生体データならびに貴殿の健康に関するデータまたは貴殿の性生活もしくは性的指向に関するデータの処理も、これにあたる。



B. データプライバシーおよびデータ保護の遵守のための原則

EEA データプライバシーおよびデータ保護法令の対象となる個人データを処理する場合、アリアンツ・グループ企業は、以下の原則を遵守する。

I. 相当の注意

当社は、相当の注意をもって、公正かつ適法で透明性のある方法により、貴殿の個人データを処理する。

II. データの質

1. 目的の限定

当社は、当社の具体的かつ明確で合法的な事業目的を達成するためにのみ、貴殿の個人データを処理する。当社は、当社の事業目的に対し、具体的かつ明確で合法的な変更を加えることができる。

新規の事業目的は、いずれも、貴殿の個人データを当社が収集した当初の目的と互換性のある目的とする。ただし、貴殿のデータを他の目的で処理することに貴殿が同意した場合はこの限りでない。当社は、当該変更をした場合には、貴殿にその旨を通知する。

2. データの最小化および正確性

貴殿が当社に貴殿の個人データの変更を通知し、または当社が貴殿の個人データを処理する一環として変更を行った場合、当社は、次の事項を保証する：

- 貴殿の個人データが最新のものとなるようにし、いずれかの個人データが不正確な場合には、当社が貴殿の個人データを処理する目的を踏まえ、適切に、そのデータを速やかに消去または訂正すること。
- 内部であるか外部であるかを問わず、当社のシステムおよびデータベースのすべてに、貴殿の個人データの更新が反映されるようにすること。
- 貴殿の個人データが当社の事業目的に必要な事項に適合し、かつその事項に限定されるようにすること。

3. 保存の制限

当社は、当社が事業目的を達成するために必要とする限りにおいてのみ、または法律の要求するところによってのみ、貴殿の個人データを保存する。

当社が貴殿の個人データを必要としなくなった場合、当社は、これを適切に処分またはアーカイブに保管する。または、当該時点を過ぎた後も貴殿の個人データを保持することを当社が希望する場合、当社は、貴殿を特定できなくなる方法で貴殿の個人データを匿名化する。

III. 透明性および公開性

通常、当社は、貴殿の個人データを貴殿から直接収集する。当社が個人データを他の取得源から収集するとすれば、それは、そのようにするのが合理的であり、かつ、法律上許容されているためである。当社が貴殿に提供する情報は、その個人データの取得源により異なる。次の表は、当社が貴殿の個人データを貴殿から直接または他の取得源から収集した場合に、当社が貴殿に提供する情報について定めている：

	直接、貴殿から収集したデータ	第三者から収集したデータ
いずれのアリアンツ・グループ企業（またはその代表者）が貴殿の個人データの取扱いに責任を負っているか（データ管理者）。	✓	✓
貴殿の個人データの取扱いについて質問や懸念がある場合、誰に連絡することができるか。これは、通常、データ保護責任者またはデータプライバシー担当者となる。	✓	✓
当社が貴殿の個人データを処理する必要がある理由および当社がその処理を行うことができる法的根拠。	✓	✓
当社が、貴殿の個人データの処理につき、当社の正当な利益または第三者の正当な利益にかなっていると考えているかどうかおよび当該利益の詳細。	✓	✓
当社が処理する個人データの種類（例えば、貴殿の氏名または生年月日）。		✓
当社が貴殿の個人データを共有する会社および人、または会社および人の種類。	✓	✓
当社がEEA域外に所在する他の会社または人に貴殿の個人データを送付する場合に、当社がそのデータを保護するために講じる措置および当該措置についてのより詳細な情報を得る方法。	✓	✓
当社が貴殿の個人データを保存する期間、またはその情報が提供できない場合は、当社が保存の期間を決定した方法。	✓	✓
貴殿の個人データに関し、貴殿が有する権利。	✓	✓
以前、貴殿の個人データを当社が処理することについて貴殿が同意していた場合に、当社に対する同意を撤回する旨をいつでも決定できる貴殿の権利。ただし、同意を取り消すという貴殿の決定は、当社がそれ以前に実施した処理には影響しない。	✓	✓
EEA域内の所轄データ保護当局に苦情を申し立てる貴殿の権利。	✓	✓
当社が貴殿の個人データを取得した方法およびそのデータが誰でもアクセスできる取得源から取得したものであるかどうか。		✓

	直接、貴殿から収集したデータ	第三者から収集したデータ
当社が法令の要求によりもしくは当社と貴殿の間で締結した契約により貴殿の個人データを収集したかどうか、または当社が貴殿と契約を締結する前に当社が当該データを必要とするかどうか。当社は、貴殿の個人データを提供する義務を貴殿が追っているかどうかおよび提供しなかった場合に発生する可能性のある結果についても、貴殿に伝える。	✓	
人間の関与なしに自動的に貴殿について判断するために当社が貴殿の個人データを使用するかどうか（貴殿に関する個人的側面を評価するために当社が貴殿の個人データを使用するかどうかを含む）。当社は、こうした判断の重要性、判断の仕方およびその判断から生じる可能性のある結果についてのより詳しい情報も、貴殿に提供する。	✓	✓

当社は、上記の情報を、当社が貴殿の個人データを収集するときに、貴殿に提供する。これが不可能な場合には、当社は、次の時点で貴殿に通知する：

- 貴殿の個人データを収集してから1カ月以内に。
- （当社が当該個人データを貴殿と連絡を取るために使用する場合は、）当社が最初に貴殿に連絡を取ったときに。または、
- 他の受領者への開示が予定されている場合は、貴殿の個人データが最初に開示される時点までに。

特定の状況下では、当社は、貴殿に通知をする必要がない。例えば、貴殿がこの情報をすでに知っている場合または当社が貴殿の個人データを収集もしくは共有することが法的に要求されている場合がこれにあたる。

IV. 処理の適法性

1. 貴殿の個人データを処理する適法な根拠

当社は、適法な根拠がある場合にのみ、貴殿の個人データを使用する。処理が必要とされる場合、こうした理由には、次のことを行う必要性が含まれる：

- 貴殿と契約を締結することまたは貴殿の要求により契約締結前に手続を行うこと。
- 当社の法的義務を遵守すること、
- 貴殿の重大な利益または他の個人の重大な利益を保護すること。
- 公益のための仕事を実施することまたは当社に与えられた職務権限を行使すること。または、
- 当社の事業上の正当な利益または第三者の事業上の利益のための行動をとること。ただし、これらの正当な利益よりも貴殿の利益もしくは基本的権利および自由が優越する場合は、この限りでない。

当社は、貴殿の同意がある場合にも、貴殿の個人データを処理することができる。

2. 同意

当社が貴殿の個人データを貴殿の同意に基づき処理する場合、当社は、次のことを行う：

- 貴殿の同意を得るために使用する文言および書式が明確かつ理解しやすいものとなるようにし、かつ、貴殿の同意が自発的になされ、具体的で、十分な情報を得た上での明確なものとなるようにする。
- 貴殿の同意および同意の撤回を記録する過程を設け、貴殿が容易に同意を撤回できるようにする。また、当社は、貴殿が同意をする前にも、こうした撤回の権利について貴殿に伝える。
- 契約書など、他の事項にも関係する宣言書の一部として貴殿の同意を取得する場合、当該宣言書内で同意を求める部分を、他の事項から明確に区別できる形で提示するようにする。

3. センシティブ個人データ

当社は、次のいずれかの理由のため処理が必要な場合に限り、貴殿のセンシティブ個人データを処理する：

- 貴殿または当社が、雇用、社会保障および社会的保護に関する法令に基づく権利を行使すること。
- 従業員の作業能力の評価、医療診断、健康管理または社会的介護および医療従事者の活動など、予防衛生または労働衛生の目的。
- EEAの法令により義務付けられている場合において、公衆衛生という観点での公益。
- EEAの法令により義務付けられている場合において、相当な公益上の理由。
- EEAの法令により義務付けられている場合において、公益のためにアーカイブに保管する目的、科学的もしくは歴史的な調査目的または統計目的。
- 貴殿が公表した貴殿のセンシティブ個人データに関する処理。
- 貴殿が身体的または法的に同意をすることができない場合において、貴殿の重大な利益または他の個人の重大な利益を保護する目的。または、
- 法的請求。

または、貴殿が明示的に貴殿のセンシティブ個人データを1つ以上の目的のために処理することに同意した場合、当社は貴殿のセンシティブ個人データの処理を行う。ただし、EEAの法令がこれを禁止している場合はこの限りでない。

4. 刑事上の有罪判決および犯罪に関する個人データ

貴殿の権利および自由に対する十分な保護措置を定める EEA の法令により許容または要求されている場合に限り、当社は、刑事上の有罪判決および犯罪または関連する安全対策に関する個人データを処理する。

V. データ処理者との関係（例えば、当社にサービスを提供しているサービス提供事業者）

当社は、アリアンツ・グループ企業に代わって行為しているデータ処理者がデータプライバシーおよびデータ保護に関する要求の概要を盛り込んだ契約書を当社との間で締結した場合に限り、当該データ処理者が貴殿の個人データの収集および処理をすることを認めている。

このプロセスの質を確保するため、当社は、：

- データ処理者が当社のセキュリティ上の義務および秘密保持義務を確実に履行し、貴殿の個人データを確実に保護するよう、相当な注意についての検査およびリスク評価を実施してデータ処理者を評価しており、
- データ処理者がデータプライバシーおよびデータ保護に関する義務を継続的に遵守しているかどうかを検証するため、定期的にデータ処理者を監視している。

VI. 移転および再移転

本 APS に定める規則を EEA 域外のアライアツ・グループ企業が遵守している場合、当社は、貴殿の個人データを EEA 域内から当該企業に移転することができる。

本 APS の規律の対象となっていない EEA 域外のアライアツ・グループ企業への貴殿の個人データの移転およびアライアツ・グループに属していないデータ管理者またはデータ処理者への同データの移転は、次の条件のうち、少なくとも 1 つが満たされた場合にのみ、許容される：

- プライバシーおよびデータ保護の法令を十分に備えていると欧州委員会が認めた国に当該企業が所在していること。
- 貴殿の個人データの移転先となる企業が、当該個人データに関する適切な保護措置を講じていること。例えば、欧州委員会またはデータ保護当局が採用したデータプライバシーおよびデータ保護に関する条項に、当該企業が署名した場合。
- 適用される EEA データプライバシーおよびデータ保護法令により認められた特定かつ限定的な状況であること。例えば、貴殿の明示的な同意がある場合または貴殿と当社の間の契約を履行するために当該移転が必要である場合。または、
- 最後の手段として、当社の切実かつ正当な事業上の利益のため、当該移転が必要である場合。ただし、一定の要件が満たされた場合に限る（例えば、当該移転が限定的で、反復的ではなく、かつ、当該移転を妨げる決定的な理由がないなど）。この場合、当社は、通常、データ保護当局に対し、当該移転について事前に連絡する。

VII. セキュリティおよび秘密保持

当社は、アライアツの情報セキュリティポリシーおよび基準に従い、かつ、当社に適用される法令に従い、貴殿の個人データを取り扱う。

当社は、貴殿の個人データの不適切な使用により生じ得るリスク、とりわけ、偶発的または違法な破壊、改変または滅失および貴殿の個人データの不正開示または当該データへの不正アクセスから、貴殿の個人データを保護する適切な技術的、組織的セキュリティ保護措置を採用している。この措置は、当該時点での最先端の技術水準、処理の性質および範囲ならびにリスク水準などの要因に左右されるが、次の事項を含んでいる：

- 適切な場合には、貴殿の個人データの暗号化、匿名化および部分的匿名化をすること。
- 処理のセキュリティを確実にするためのセキュリティ措置の有効性を、定期的に試験、査定および評価すること。
- 事業継続性の維持および災害復旧計画ならびにシステムおよびサービスの継続的な秘密性、完全性、利用可能性および回復力を含む付随的事項。

VIII. 個人データの滅失

個人データの滅失事故により、貴殿の権利および自由に対する高度なリスクが生じるおそれがある場合、当社は、遅滞なく、次の詳細を含め、貴殿に通知する：

- 個人データの滅失事故の性質。
- 個人データの滅失事故の結果として起こり得る事態。
- 個人データの滅失事故に対処するために当社が取っている措置または取ることを予定している措置。これには、適切な場合には、当該事故の影響を緩和する措置を含む。

当社は、次の場合には、貴殿に対する通知をしない：

- 当社のセキュリティ措置により、アクセス権限を有しないいかなる者にとっても、当該個人データがアクセス不能または使用不能となった場合（例えば、当該個人データを暗号化した場合など）。
- 貴殿の権利または自由に対する高度なリスクが決して発生するおそれのないようにする事後措置を当社が取った場合。または、
- 影響を受けるすべての人に個別に連絡を取るには、過度の労力を要する場合。この場合、当社は、確実に貴殿が等しく明確かつ効果的な方法で情報を得られるよう、広報を発するか、またはこれと同様の手段を講じる。

IX. プライバシー・バイ・デザインおよびプライバシー・バイ・デフォルト

1. プライバシー・バイ・デザイン

当社は、個人データの処理に影響を及ぼす側面の設計または変更（例えば、新しい製品、サービスまたは情報技術システムの開発）を行う場合、プライバシー・バイ・デザインの原則が、次の事項を当社が行うのに役立つと考えている：

- データ保護への影響および処理のリスクを特定および限定すること。
- 本APSの要求の遵守および当該処理に影響する法的義務の遵守。
- 当社が収集するデータを限定することまたは同じ事業目標を実現しながらデータプライバシーおよびデータ保護への影響を減少させる別の方法を特定すること。

2. プライバシー・バイ・デフォルト

デフォルトで当社が収集および処理するのは事業目的に必要な個人データのみであるということを確認するため、当社は、適切な技術的、組織的対策を用いる。当社は、また、データプライバシーおよびデータ保護の統制を当社の処理活動に組み込むためにも、この原則を用いる。これは、すなわち、貴殿の個人データが、デフォルトでは、公開または共有されないということの意味する。

X. データ保護当局との協力

当社は、次の事項を行うことにより、EEA データ保護当局に協力する：

- EEAデータ保護当局との連絡に、必要な人員が対応できるようにしておくこと。
- 国際移転の規則に関するいかなる事項についても、EEAデータ保護当局の勧告に従うこと。



C. 貴殿の権利

貴殿の権利は、以下に要約されている。貴殿が権利を行使するか、何らかの要求をするか、または苦情がある場合、第 C.VI 条（貴殿の要求および苦情への対応）に従い、これらに対応する。

I. アクセス、訂正または消去の要求

1. アクセスの要求

貴殿は、当社が貴殿に関係する何らかの個人データを保有しているかどうか照会する権利および、当社がこれを保有している場合には、当該個人データの写しを、電子的形態で（貴殿が別の方法（例えば、紙の写し）でこれを受領することを希望する場合はこの限りでない）、提供することを求める権利を有する。また、貴殿は、当社が貴殿の個人データを使用している方法、当社が当該データを共有している相手、当社が当該データを保存する期間および当該データの保存場所に関する情報その他当社が当該データを使用している方法を貴殿が理解するのに役立つ情報を当社に要求することができる。

2. 訂正の要求

貴殿は、貴殿の個人データが不正確な場合にこれを訂正するよう当社に求める権利（補足書の提供による場合を含む）および不完全な個人データを遅滞なく更新するよう求める権利を有する。当社が当該個人データを訂正することができない場合、当社は、個人データの訂正を求める貴殿の要求に関し、当社のファイルに注記する。

3. 消去の要求

貴殿は、次の場合、貴殿の個人データの消去を当社に求める権利を有する：

- 貴殿の個人データが収集された目的上、同データがもはや必要ではなくなった場合。
- 貴殿の個人データが違法に処理された場合。
- EEA の法令を遵守するため、貴殿の個人データを消去しなければならない場合。
- 当該個人データが子どもに関するものである場合、または、当該個人データがインターネット、ウェブサイトまたはアプリケーションにより提供されるサービスに関連して収集されたものであり、その収集の当時子どもであった個人に関するものである場合。
- 当該個人データの処理についての同意を貴殿が撤回した場合（かつ、この同意が、当社が貴殿の個人データを処理するための唯一の根拠であった場合）。
- 当社の正当な利益に基づく処理に貴殿が異議を申し立てた場合。ただし、処理を継続すべき決定的かつ正当な根拠がない場合に限る。または、
- 直接販売目的での処理に貴殿が異議を申し立てた場合。

当社が当該個人データを公表していた場合、当社は、当該データを処理している他のデータ管理者も貴殿の個人データへのリンクまたは貴殿の個人データの写しを消去しようとすることができるよう、同データ管理者らに通知するための合理的な措置を取る。

貴殿の個人データの処理が次の事項を行うために必要である場合、当社は、貴殿の要求に応じて貴殿の個人データを消去する行動を取ることを拒否することができる：

- 当社の表現の自由および情報の自由の権利の行使。
- EEA の法令の遵守。
- 公益のための仕事の実施または当社に与えられた職務権限の行使。

- 法的請求に際しての立証、権利行使または防御。

これらの場合、当社は、貴殿からの要求があったときには、貴殿の個人データの消去に代えて、その処理の制限をすることができる。詳細については、第C.III条を参照されたい。

II. 異議を申し立てることの要求

当社が貴殿の個人データを当社の正当な利益に基づき処理している場合、貴殿は、貴殿の個人データの処理について、いつでも、異議を申し立てる権利を有する。これには、いわゆる「プロファイリング」も含まれる。どのような場合に当社が正当な利益に基づき貴殿の個人データを処理するかについては、当社の個人情報保護方針により知ることができる。こうした場合、当社は、処理を継続すべき切実かつ正当な理由を明示することができない限り、貴殿の個人データの処理を中止する。貴殿の個人データの処理が法的請求に際しての立証、権利行使または防御のため必要である場合、当社は、貴殿の要求を拒否することができる。

当社が貴殿の個人データを直接販売目的で処理している場合、貴殿は、いつでも異議を申し立てる権利を有する。また、貴殿は、当社の直接販売を支えるプロファイリングについて、いつでも、異議を申し立てる権利を有する。この場合、当社は、貴殿の異議申立てを当社が受領したときに、貴殿の個人データの処理を中止する。

III. 制限の要求

貴殿は、次の場合、貴殿の個人データの処理の制限を当社に求める権利を有する：

- 貴殿が貴殿の個人データの正確性について疑問を呈し、当社が当社の保有する個人データを検証するプロセスを進めている場合。
- 処理が違法である場合で、貴殿が当社による貴殿の個人データの消去を希望しないとき。
- 当社としては、処理の本来の目的のために貴殿の個人データを必要としなくなったが、貴殿が法的請求に際しての立証、権利行使または防御のため当該データを必要としており、結果として、貴殿が当社による当該個人データの削除を希望しない場合。または、
- 貴殿が当社の正当な利益のため実施されている処理に異議を申し立て（前条参照）、当社の正当な根拠が貴殿の根拠に優越するかどうかを当社が検証している場合。

処理が制限された場合、当社は、（保存目的を除き、）次の場合に限り、貴殿の個人データを処理することができる：

- 貴殿が当社に対し同意した場合。
- 法的請求に際しての立証、権利行使または防御のためである場合。
- 他の自然人または法人の権利を守るためである場合。または、
- 適用されるEEAの法令において定義される重要な公益を理由とする場合。

一旦、貴殿の要求に従い処理が制限された後は、当社は、当該制限を解除する前に貴殿に通知する。

IV. ポータビリティの要求

当社による処理がコンピューターにより行われており、かつ、貴殿との契約を履行するため必要であるか、または当社による処理が貴殿の同意に基づくものである場合、貴殿は、次の権利

を有する：

- 貴殿が当社に提供した個人データを、構造化され一般的に利用されている機械可読性のある電子的形態で受け取る権利。
- 貴殿の個人データを他の組織に送る権利、または、当社にとって技術的に可能である場合には、貴殿のために当社にこれをさせる権利。

貴殿の要求が、他の個人にも関係する個人データ一式に関するものである場合、貴殿が当社に対し上記のとおりこのデータを移動することを要求したという事実は、当該他の個人が自らの個人データに関する権利を行使することを妨げるものではない。

貴殿が自らの個人データのポータビリティを要求したとしても、貴殿は、前記第 C.I.3 条に従い当該データの消去を要求する権利も保持している。

V. 自動的決定に異議を申し立てることの要求

貴殿に関する法的効果を生じさせる決定（例えば、貴殿の契約の解除など）または他の形で貴殿に重大な影響を及ぼす決定（例えば、貴殿のオンラインでの保険申込みの拒絶）が貴殿の個人データの自動的処理にのみ基づいている場合、貴殿は、通常、当該決定に異議を申し立てる権利を有する。これには、プロファイリングに基づく自動的決定も含まれる。

問題の決定が次のいずれかである場合、当社は、貴殿の要求を拒否することができる：

- 貴殿との契約の締結または貴殿と当社との契約の履行に必要である場合。
- EEA の法令により許容されている場合。または、
- 貴殿の明示的な同意に基づくものである場合。

貴殿が明示的に同意した場合または適用される EEA の法令に基づく相当な公益上の理由のため当該処理が必要な場合で、かつ、当社が貴殿の権利、自由および正当な利益を保護している場合に限り、当社は、貴殿のセンシティブ個人データに関わる自動的処理にのみ依拠した決定を行うことができる。

VI. 貴殿の個人データに関係する貴殿の要求への対応

1. 本人確認

当社は、貴殿の情報を当社から無権限者に提供することが決してないようにしたいと考えている。それゆえ、当社は、貴殿の要求に対応する前に、貴殿の本人確認をするため、貴殿に追加的情報を求めることができる。

2. 要求への対応の時系列

当社が貴殿の要求を受領した場合、当社は、次の事項を行う：

- 当社は、講じる措置につき、遅滞なく貴殿に通知する。これは、要求を受領してから遅くとも1カ月以内に行われる。
- 貴殿の要求の性質次第で、当社は、回答までの期間をさらに2カ月、延長することができる。当社は、1カ月以内に、延長につき、その理由とともに貴殿に通知する。
- 当社が貴殿の要求に応じないことを決定した場合、当社は、可及的速やかに（遅くとも1カ月以内に）貴殿に対し、当該拒否の理由とともに通知する。貴殿には、EEAデータ保護

当局に苦情を申し立てる権利または司法上の救済を求める権利についての情報も提供される。

3. 回答の形式

貴殿が電子媒体により要求を行った場合、当社は、電子媒体により回答するよう努める。ただし、貴殿が別の方法での回答を当社に要求した場合はこの限りでない。

4. 費用

当社は、通常、貴殿の要求につき費用を請求しない。ただし、次の場合には、当社は費用を請求する必要がある場合がある：

- 貴殿の要求が根拠を欠き、または過剰である場合。例えば、要求が何度も繰り返される場合など。または、
- 当社がすでに貴殿に提供した個人データにつき、追加の写しを貴殿が求める場合。

5. 貴殿の要求に応じることの拒否

次の場合には、当社は、貴殿の要求に応じることが拒否することができる：

- 当該要求が根拠を欠き、または過剰である場合。例えば、要求が何度も繰り返される場合など。
- 当社の行っている処理が、貴殿の特定を必要としないものであり、かつ、当社が貴殿を特定できないことを当社が証明できる場合。または、
- EEAの法令により、貴殿の要求に応じることが禁止されている場合。例えば、裁判所または規制当局が当社に訴訟ホールドを課した場合。

6. 貴殿の個人データの受領者に対する変更の通知

当社は、ベンダーまたはサービス提供事業者など、当社が貴殿の個人データを共有する第三者に対し、貴殿の個人データの消去、訂正または処理の制限による変更につき、通知する。ただし、この通知を行うことが不可能な場合またはこれに過度の労力を要する場合は、この限りでない。貴殿の要求があれば、当社は、貴殿に対し、当該受領者が誰であるかにつき、貴殿に通知する。



D. 貴殿の個人データの国際移転

I. 貴殿の苦情およびこれに対する当社の対応方法

当社は、国際移転についての規則に基づく貴殿の個人データの取扱い方法に関するいかなる苦情についても、真摯に受け止める。貴殿は、privacy@allianz.com に電子メールを送信することにより、苦情を申し立てることができる。

当社は、次の行動を取る：

- 貴殿の苦情を受領してから2週間以内に、その受領の連絡をし、可及的速やかに（いかなる場合であっても2カ月以内に）、解決および貴殿への回答ができるよう努める。当社は、回答の手続および時系列を貴殿に伝え、この期間中、貴殿に最新の情報を提供する。
- 貴殿の苦情に関係する状況について調査し、回答をするため情報収集をする。

- 調査中に、当該苦情の対応に責任を負っているアライアンスの人員が、2か月という期限を守ることができないと予測した場合、速やかに、貴殿の苦情の処理をグループ個人情報保護管理責任者に委ねる。当社は、この事態および貴殿の苦情への対応に要する期間についての当社の見込み（いかなる場合であっても、グループ個人情報保護管理責任者に処理を委ねてから2か月以内）につき、貴殿に通知する。
- 貴殿の苦情が是認された場合、これを解決し、当社が講じた措置について貴殿に通知する。結果に納得できない場合、貴殿は、貴殿の苦情の処理をグループ個人情報保護管理責任者に委ねることができる。
- 貴殿の苦情が是認されなかった場合、その旨および貴殿の苦情の処理をグループ個人情報保護管理責任者に委ねる権利があることを貴殿に通知する。

II. 貴殿の個人データの国際移転に関する貴殿の第三者受益権

EEAデータプライバシーおよびデータ保護法令に基づく国際移転に関する規則では、EEA域内のアライアンス・グループ企業からEEA域外のアライアンス・グループ企業に個人データが移転される場合、個人データが移転される個人は、第三者受益者として当該データに関し、一定の権利を享受することができなければならないとされている。結果として、EEA域内のアライアンス・グループ企業からEEA域外のアライアンス・グループ企業に貴殿の個人データが移転された場合、貴殿は、次の事項を第三者受益権として行使することができる：

- 相当の注意（第 B.I 条）
- データの質（第 B.II 条）
- 透明性および公開性（第 B.III 条）
- 処理の適法性（第 B.IV 条）
- データ処理者との関係（第 B.V 条）
- 移転および再移転（第 B.VI 条）
- セキュリティおよび秘密保持（第 B.VII 条）
- 個人データの滅失（第 B.VIII 条）
- プライバシー・バイ・デザイン およびプライバシー・バイ・デフォルト（第 B.IX 条）
- データ保護当局との協力（第 B.X 条）
- アクセス、訂正または消去の要求（第 C.I 条）
- 異議を申し立てることの要求（第 C.II 条）
- 制限の要求（第 C.III 条）
- ポータビリティの要求（第 C.IV 条）
- 自動的決定に異議を申し立てることの要求（第 C.V 条）
- 貴殿の個人データに関係する貴殿の要求への対応（第 C.VI 条）
- 貴殿の苦情およびこれに対する当社の対応方法（第 D.I 条）
- 貴殿の個人データの国際移転に関する貴殿の第三者受益権（第 D.II 条）
- 法令の適用（第 E 条）

第三者受益権の行使とは、貴殿が本APSの規則の適用を受けるアライアンス・グループ企業に対し、たとえ当該企業と平素から取引していなくとも、また、当該企業と契約を締結していなか

ったとしても、以下に定める責任の規則に従い、行動を取ることができるということを意味する。これには、貴殿の権利の侵害に対する司法上の救済（補償および、適切な場合には、賠償も含む）に訴えることも含まれる。

すべての場合において、貴殿は、本条に従い、貴殿の第三者受益権の侵害についての請求を提起する権利を有する。貴殿は、次の機関に請求を提起することができる：

- 貴殿の個人データをEEA域外に移転したEEA域内に所在するアリアンツ・グループ企業の属する法域内にある裁判所。
- EEA域内における貴殿の常居所地の属する法域内にある裁判所。または、
- 貴殿の常居所地もしくは勤務地または主張されている侵害の発生場所の属するEEA国についてのEEAデータ保護当局。

EEA域内のアリアンツ・グループ企業（「輸出者」という）がEEA域外の他のアリアンツ・グループ企業（「輸入者」という）と貴殿の個人データを共有し、その結果として貴殿の個人データに影響する本APSの違反が生じた場合、貴殿は、輸出者に対する請求を提起することができる。輸出者の責任は、当該違反から生じた直接の有形損害および無形損害に限定される。

当該違反についてアリアンツには責任がないことまたは違反が生じていないことの立証責任は、アリアンツにある。



E. 法令の適用

本APSのうちいずれかの部分が現地法令の規制内容より緩やかである場合、本要求に上乗せして、当該現地法令が適用される。

当社は、適切な行動を決定するため、本 APS の条項と現地法令の条項との矛盾を解消しようと努める。法的不確実性がある場合、当社は、EEA データ保護当局と協議する。



F. 本文書の改訂

当社は、本 APS に対してなされた変更を反映するよう、本文書を修正する。当社は、本文書が最後に見直された日付ならびに変更の日付および理由を明記する。

バージョン	改訂日	変更の理由
[●]	[●]	[●]

本 APS に関し、質問がある場合は、当社のグループ個人情報保護管理責任者（privacy@allianz.com）に連絡されたい。